

真庭市産業人材確保事業実施業務

仕様書

令和6年4月

真庭市

1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「真庭市産業人材確保事業実施業務」（以下「本業務」という。）について、適用の大要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

2. 業務の目的

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対し、社会課題の解決と産業人材の育成・確保を行い、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した UIJ ターンによる産業人材の獲得を図る。

3. 履行場所

真庭市久世ほか

4. 履行期限

契約締結日から令和 7 年 3 月 7 日までとする。

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、デジタル田園都市国家構想推進交付金等が充てられることから、デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱等及び本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (5) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、

速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届

7. 主任技術者等

本業務の実施に当たり、次に指定する主任技術者が業務の遂行にあたること。

- (1) 主任技術者は、真庭市内の企業と都市部企業によるビジネスマッチングの経験並びに新事業開発プログラムのプロデュース及びコーディネートの実務経験を有していること。

8. 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

9. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

10. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届
- (2) 請求書

11. 成果品の管理及び帰属について

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

12. 業務内容等

真庭市のブランド資産の一つである SDGs をテーマに、市内企業と都市部企業（クリエイター・クリエイティブ産業等）とのマッチングを行い、地域課題や社会課題の解決に資する新事業創出を支援するプログラムを実施。市内企業の産業人材育成と、都市部企業の誘致（移住・就業含む）を推進する。同時に新事業に共感する投資家や連携企業等とのマッチングも行い、事業が自走する体制構築の支援を行うほか、一連の取り組みを紙媒体や WEB 等で可視化し、コミュニケーションを活性化させる。あわせて、市内の高校に通う高校生によるインターンシッププログラムの企画・運営を行う。

- (1) SDGs をテーマとした新事業創出プログラムの企画
- (2) 参加事業者の募集（市内事業者、都市企業）
- (3) 説明会の開催、事業者マッチング
- (4) 新事業創出のためのハンズオン支援及びメンターによる支援のサポート
- (5) 創出アイデアの社会実装支援
- (6) 高校生によるインターンシッププログラムの実施
- (7) 新事業創出プログラムの可視化
- (8) 実施報告書

13. 成果品

項目	成果物	提出時期 (予定)
(1) 成果報告書	電子データ	令和7年3月7日
(2) 電子媒体	(1)(2)を格納した電子媒体(CDR等)	令和7年3月7日
(3) その他甲の指示したもの		隨時

※ 報告書は業務内容（1）～（7）までの各事業を総括したうえで、任意の形式で提出すること。